

平成二十二年二月三日提出
質問第七二号

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープの公表等に関する

再質問主意書

提出者 鈴木宗男

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープの公表等に関する

再質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和氏が、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家氏のものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、昨年六月四日、千葉刑務所から釈放された。足利事件の再審の第四回公判が本年一月二十一日、宇都宮地裁で開かれ、その際、当時の森川大司検事による菅家氏への取調べの様子を録音したテープ（以下、「テープ」という。）が公表された。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七四第三二号）を踏まえ、再質問する。なお、千葉景子法務大臣に対して、答弁を事務方任せにするのではなく、自ら目を通し、内容を把握した上で、自ら考えた上で答弁することを求める。

一 前回質問主意書で、千葉大臣は「テープ」の内容を承知しているか、承知しているのなら、千葉大臣としてどのような認識を有しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の『足利事件』は現在再審公判が係属中であるので、答弁は差し控えたい。」との答弁がなされている。右答弁を起案し、作成した者の官職氏名を明らかにされたい。

二 千葉大臣は、前回質問主意書における当方の質問に自ら目を通し、その内容を把握しているか。

三 「テープ」の内容を承知しているか否かは、足利事件の再審公判が係属中であるか否かに何の関わりもない話である。それを承知しているか否かすら明らかにできないとするのはなぜか。千葉大臣の説明を求めらる。

右質問する。